

令和3年3月高浜市議会定例会会議録（第1号）

令和3年3月高浜市議会定例会は、令和3年3月2日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 (諸報告) |
| 日程第3 | 施政方針 |
| 日程第4 | 教育行政方針 |
| 日程第5 | 同意第1号 公平委員会委員の選任について |
| 日程第6 | 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第7 | 同意第3号 教育委員会教育長の任命について |
| 日程第8 | 議案第2号 高浜市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例及び高浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について |
| | 議案第3号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について |
| | 議案第4号 高浜市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について |
| | 議案第5号 高浜市自治基本条例の一部改正について |
| | 議案第6号 高浜市特別職の職員で常勤のもの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について |
| | 議案第7号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について |
| | 議案第8号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について |
| | 議案第9号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について |
| | 議案第10号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| | 議案第11号 事業契約の変更について |
| | 議案第12号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第14回） |
| | 議案第13号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回） |
| | 議案第14号 令和2年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回） |
| | 議案第15号 令和2年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第2回） |
| | 議案第16号 令和2年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第4回） |

- 議案第17号 令和2年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
 議案第18号 令和2年度高浜市水道事業会計補正予算（第3回）
 議案第19号 令和2年度高浜市下水道事業会計補正予算（第2回）
 議案第20号 令和3年度高浜市一般会計予算
 議案第21号 令和3年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
 議案第22号 令和3年度高浜市土地取得費特別会計予算
 議案第23号 令和3年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算
 議案第24号 令和3年度高浜市介護保険特別会計予算
 議案第25号 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第26号 令和3年度高浜市水道事業会計予算
 議案第27号 令和3年度高浜市下水道事業会計予算

- 日程第11 報告第3号 令和3年度高浜市土地開発公社の経営時について
 報告第4号 令和3年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 荒川 義孝 | 2番 | 神谷 直子 |
| 3番 | 杉浦 康憲 | 4番 | 神谷 利盛 |
| 5番 | 岡田 公作 | 6番 | 柴田 耕一 |
| 7番 | 長谷川 広昌 | 8番 | 黒川 美克 |
| 9番 | 柳沢 英希 | 10番 | 杉浦 辰夫 |
| 11番 | 北川 広人 | 12番 | 鈴木 勝彦 |
| 13番 | 今原 ゆかり | 14番 | 小嶋 克文 |
| 15番 | 内藤 とし子 | 16番 | 倉田 利奈 |

欠席議員

なし

説明のため出席した者

| | | |
|------|----------|-------|
| 市 | 長 | 吉岡 初浩 |
| 副 | 市長 | 神谷 坂敏 |
| 教 | 育長 | 都築 公人 |
| 企 | 画部長 | 深谷 直弘 |
| 総合政策 | グループリーダー | 榊原 雅彦 |
| 秘書人事 | グループリーダー | 杉浦 崇臣 |

| | |
|----------------|-------|
| 総務部長 | 内田 徹 |
| 行政グループリーダー | 板倉 宏幸 |
| 行政グループ主幹 | 久世 直子 |
| 市民部長 | 磯村 和志 |
| 市民窓口グループリーダー | 中川 幸紀 |
| 福祉部長 | 加藤 一志 |
| 介護障がいグループリーダー | 野口 恒夫 |
| 健康推進グループリーダー | 内藤 克己 |
| こども未来部長 | 木村 忠好 |
| こども育成グループリーダー | 磯村 順司 |
| 文化スポーツグループリーダー | 鈴木 明美 |
| 都市政策部長 | 杉浦 義人 |
| 土木グループリーダー | 杉浦 睦彦 |
| 都市計画グループリーダー | 島口 靖 |
| 防災防犯グループリーダー | 神谷 義直 |
| 学校経営グループリーダー | 岡島 正明 |
| 学校経営グループ主幹 | 鈴木 剛 |

職務のため出席した議会事務局職員

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 大岡 英城 |
| 副主幹 | 神谷 直子 |
| 主査 | 杉浦 幸宏 |

議事の経過

○議長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私御多忙のところ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

3月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会には、令和3年度予算案及び令和2年度補正予算案のほか、同意、条例の制定や一部改正などいずれも重要な案件が提出されています。議会といたしましても、これらの諸案件に対し十分なる審議を尽くし、市民の要望する諸施策を市政に反映すべく努力いたしたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

午前10時00分開会

○議長（杉浦辰夫） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和3年3月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和3年3月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございました。

日頃より、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症に最前線に対応しておられる医療従事者の皆様及び細心の注意を払いながら事業を行っていただいている介護従事者の皆様に心より敬意を表します。また、当市の感染状況が持ちこたえてきたのは、短時間営業や感染防止対策に御協力をいただいた事業者の皆様、手洗い・マスク着用・密を避けるなど日々の感染防止にお心がけをいただいた市民の皆様のお力によるものと心より感謝を申し上げます。

昨年のこの時期、感染拡大を防ぐため、当市も含め全国の学校が休校となりました。あれから1年がたち、いまだに世界はコロナ禍の真ただ中にあります。先月下旬には、国内でも医療従事者への接種が開始されるなど、感染終息への期待が徐々に高まってきたと感じております。当市も現在、市民の皆様へのワクチン接種の準備を進めております。円滑な実施に努めてまいりますので、引き続き感染防止に御理解、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年の秋、高浜市を中心に20年にわたり衣浦港の環境美化や地域文化の継承活動をされている市民ボランティアの団体「渡し場かもめ会」が緑綬褒章を受章されました。子供たちの環境学習にも尽力してこられ、例年5月の高浜の干潟の生き物調査や7月の衣浦の海の環境教室は、毎年子供たちの笑顔であふれ、地域ならではの自然体験が受け継がれていくことの大切さを教えてくれます。昨年は、コロナ禍のため開催をされませんでした。まちづくりの原点に立ち返られてくれる素晴らしい取組です。今後のさらなる御活躍を祈念しております。

今年度の事業概要につきましては、後ほど施政方針の中で申し述べさせていただきますが、コロナ禍のもたらす新たな日常へのチャレンジとして、諸課題に積極的に取り組んでまいりますので、皆様方の一層の御指導、御鞭撻をお願いいたします。

次に、本定例会に提案をいたします案件について申し上げます。

本定例会におきましては、同意3件、議案26件及び報告2件の計31件をお願いするものでございます。詳細につきましては、市長、副市長及び担当部長より説明をさせていただきますので、

慎重御審議の上、御同意、御可決あるいは御聞き取りを賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時5分再開

○議長（杉浦辰夫） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦辰夫） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、3番、杉浦康憲議員、4番、神谷利盛議員を指名いたします。

○議長（杉浦辰夫） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました令和3年3月高浜市議会定例会の運営につきましては、令和2年12月16日、令和3年2月5日及び2月22日に委員全員出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

当局より提出されました案件につきまして検討いたしました結果、会期は本日より3月24日までの23日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取扱いにつきましては、本日は、同意第1号から同意第3号までを即決で

行い、議案第2号から議案第27号までの議案の上程、説明後、報告第3号及び報告第4号について報告を受けます。

3月4日及び5日の2日間は一般質問。一般質問終了後、関連質問を行います。

3月9日については、議案第12号から議案第19号までの補正予算関係議案の質疑、討論、採決を行い、議案第2号から議案第11号まで及び議案第20号から議案第27号までの総括質疑を行います。総括質疑後、予算特別委員会の設置を行い、議案第20号から議案第27号までの令和3年度当初予算関係議案を付託をいたします。

総務建設委員会については、議案第2号及び議案第3号の2議案と陳情第1号の1陳情を付託、福祉文教委員会については、議案第4号から議案第11号までの8議案を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

常任委員会及び予算特別委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので、御承知いただきますようお願いをいたします。

また、本定例会における新型コロナウイルス感染症対策として、さきにお知らせをいたしました3月定例会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応のとおり取り扱うことといたしましたので、御報告をいたします。

この3月定例会が円滑に進行できますよう、格段の御協力をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月24日までの23日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月24日までの23日間と決定いたしました。

ここで、諸般の報告をいたします。

1月分までの一般会計・特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員から提出され、議会図書室にて保管いたしておりますので、随時御覧願いたいと思います。報告事項は以上であります。

○議長（杉浦辰夫） 日程第3 施政方針を行います。

市長の施政方針を求めます。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 初めに、新型コロナウイルス感染症に、日夜、最前線で対応しておられる医療関係者の皆様及び細心の注意を払って事業を行っていただいている介護関係者の皆様に、重ねて心からの敬意を表します。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御理解と御協力をいただいております事業者、市民の皆様にも重ねて御礼を申し上げたいと思います。

現在、新型コロナウイルスワクチンについて、市民の皆様への円滑な接種を目指し、準備を進めております。コロナウイルスが一刻も早く終息し、医療関係者、事業者そして全ての皆様が安心して笑顔で暮らせる日々が戻って来ることを心よりお祈りを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行によって、未曾有の停滞にさらされた社会経済は、中小企業、特に飲食業などのサービス業を中心に厳しい状況が続き、感染拡大防止のために経済活動の人為的な抑制を余儀なくされるなど、日々の住民生活にも大きな影響を与え続けております。

高浜市においても、様々な事業を延期・中止せざるを得ず、また市民の皆様に対しましても、日常生活の中での御理解、御協力を求めてまいりました。そうした中、この過酷な状況を皆で乗り越えようと皆様が知恵を出し合う姿を見、個人や地元企業から篤志が寄せられるという温かさにも触れ、勇気をいただくとともに、心強く感じております。

そうした中にも関わらず、昨年中は明るい話題も多々ありました。たかはま夢・未来塾が第8回プラチナ大賞で地域人材育成賞を、高浜高校SBPは、第5回全国高校生SBP交流フェアで最高位となる文部科学大臣賞を受賞されました。また、本市のボランティア活動の草分け的存在とも言える渡し場かもめ会におかれては、長年の貢献が緑綬褒章を受賞され、市制施行50年に花を添えていただく、そんなこれまでの取組が評価をされた年でもございました。

加えて、高浜市を未来に導く「アシタのチカラ」の象徴である子供たちに対し、コロナ禍など日々の活動が制約されるような状況下でも学びを止めることのないように、県内でもいち早く全児童・生徒に対する1人1台のタブレット配備及び全教室への電子黒板の導入を実現させるなど、GIGAスクール構想の推進に着手することができました。

この「アシタのチカラ」という言葉、平成21年9月の就任以来、私の市政運営の根幹にある言葉であります。市民の皆様と手を携えたまちづくりを「タカハマの根っこづくり」から始め、幹を育て、花を咲かせ、種を取り、また新たな木々を育てていく。常に未来を見据え、市民にとって真に必要な施策は何かを考えながら、高浜市のアシタにつながる行政運営をこれまでも心がけてまいりました。

くしくも、私が市長に就任した平成21年は、新型インフルエンザの国内感染が初めて確認をされた年であり、リーマンショックの影響による税収減も最も受けた年でもございました。まさに、今直面している状況と類似しており、そんな局面を乗り越え、舵取りを始めた就任当初でありました。その後も様々な課題に立ち向かいながらアシタを見据え取り組んでまいりました。

全国の自治体が直面している公共施設の老朽化問題には、業務のICT化を見通して、コンパクトな市庁舎をリースとすることで支出を平準化、老朽化した公共施設は複合化し機能移転することにより、必要なサービス（機能）は維持しながら、将来支出に備えるという考え方で、課題を先延ばしにせず対峙するという姿勢で進めてまいりました。

小学校を地域コミュニティの核とするモデル事業として進めてまいりました高浜小学校の複合化も結実し、校舎に続いて本年1月には複合施設の第2期工事も終了し、メインアリーナ、サブアリーナの使用も開始となりました。複合化した高浜小学校施設の全容をもって、皆様に高浜市の目指す公共施設のあり方の一端を御理解いただけるようになったのではないかと思います。

高浜市市制50周年という節目を超え、新たな船出の年、大変波は高く、難しい航海の始まりとなりますが、これまでをこれからにつないでいくため、令和3年度の予算編成では、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を見据え、コロナ禍における限られた経営資源をより一層効果的、効率的に活用するとともに、感染症収束後の「新たな日常など」の社会変容に対応していくよう「新たな日常へのチャレンジ予算」とし、新型コロナウイルス感染症の影響への対応、感染症収束後を見据えた徹底した見直しと経常的経費の削減、重点取組事業への財源配分という3つの基本的な考え方を掲げ、編成をいたしました。

重点取組事項につきましては、「新たな日常」を見据え、新型コロナウイルス感染症の影響に対する事業、ICTを活用した行政サービスの推進につながる事業、公共施設総合管理計画の推進につながる事業、安心な子育て環境につながる事業の4事業としております。

それでは、これより、令和3年度の主要施策について、第6次高浜市総合計画の基本目標に沿って述べさせていただきます。

初めに、基本目標Ⅰ、「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」でございます。

ソーシャルディスタンス、3密の回避など、新型コロナウイルス感染症は、これまで本市が培い、築き上げてきた協働のまちづくり、膝と膝を交え、集い語り合う、手と手を取り合いながらともに汗をかく、そうした「人と人とのつながり」を根幹にしたまちづくりを揺るがすものであります。

しかしながら、この機を新たなつながり方を考えていくチャンスと捉え、人口構造や就労形態、情報技術の進歩、温室効果ガスの削減など、社会構造が変容していく中、情報発信や行政サービスの仕組み、そして協働のまちづくりのあり方も再構築し、いま一度、市民、地域、行政が思いを共有し力を出し合い、互いに連携、協働しながらこの難局を乗り越え、成長していかなければなりません。

第7次高浜市総合計画の策定は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、策定期間を1年延長することとなりましたが、さらなる10年後の高浜市の目指すまちづくりの設計図として、小学

校区ごとの地域将来像を描く地域計画と連動しながら、まちづくり協議会をはじめ、多くの団体や市民の皆様とともに策定してまいります。

さらに、総人口に占める割合が愛知県内市町村トップレベルまで増加した外国籍住民の方に関しては、地域をともにつくる仲間としてお互い理解を深めることができるよう地域日本語教育を初めとした多文化共生事業に引き続き取り組んで参ります。

また、一部延期となっております市制施行50周年記念事業につきましても、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら実施をしております。

行財政運営では、新型コロナウイルス感染症の影響による歳入減を見込む中でも、行政サービスを低下させることなく、「新たな日常」などの社会変容を見据えた取組を進めていくことが必要であります。

新型コロナウイルス感染症を機に大きくそのあり方が見直された働き方のカタチは、この感染症収束後も戻ることはないと考え、在宅勤務を推進するためのテレワークの環境を整備するほか、RPA（ロボティク・プロセス・オートメーション）技術を定形業務である財務に関する業務に本格導入していくなど、行政サービスの効率化、働き方の見直しを進めてまいります。

また、本年1月より高浜小学校整備事業において、メインアリーナ、サブアリーナ、児童センターなどの供用が開始され、駐車場整備などの第3期工事もいよいよ完了し、4月より高浜小学校が地域コミュニティの拠点として完全稼働してまいります。

限られた財源の中でも、将来を担う子供たちの学びの環境をしっかりと維持していくために、高取小学校、吉浜小学校に加えて港小学校の長寿命化改良事業に向けた実施設計に取り組むなど、公共施設総合管理計画の着実な推進に取り組んでまいります。

次に、基本目標Ⅱ、「学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」でございます。

市制施行50年を迎え、一部事業は本年に延期をいたしました。記念事業を企画・実践していく中で、今、高浜市がこうして存在し、人々の暮らしがあるのは、長い年月をかけ先人たちが培ってきた多くのあゆみのおかげであることを実感いたしました。そのあゆみを止めることなく、学び、育み、そしてこの先、この地に暮らす方々につないでいくため、夏頃にいよいよ発刊を迎える高浜市誌を活用し、市民同士が学び合う「市誌を読む会」の開催など、先人たちのあゆみ、高浜市の足跡や魅力・自慢を多くの方に発信し共有してまいります。

学校教育では、Society 5.0時代を生きる子供たちへ創造性を育む学びを実現し、かつ「新たな日常」の中でも子供たちへの教育に影響が出ることのないよう、GIGAスクール構想に基づくICT教育を推進するとともに、高浜中学校のプール改修工事や中学校のトイレの洋式化を計画的に進めるなど、ソフト・ハードの両面から教育環境を整えてまいります。加えて、保護者のスマートフォンやタブレット、パソコンなどとオンラインでつながり、連絡ができる学校、家庭、地域をつなぐ連絡システムを整備し、保護者との双方向連絡の利便性の向上と併せて、教

員の働き方改革を進めてまいります。

また、子育て・子育て支援では、待機児童ゼロを目指し、安心して子育てできる社会につなげていくため、家庭的保育事業「からんこえ」を小規模保育事業に切り替え、3歳未満児の定員を拡充してまいります。

次に、基本目標Ⅲ、「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう」でございいます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける地域経済を活性化し、「新たな日常」の生活を支えていくためには、社会生活基盤の安定・維持に努めていくことが重要であります。

企業誘致事業として進めてまいりました豊田町の工業用地においては、早期の操業開始を支援してまいりました企業2社ともが、いよいよ本年中に本格稼働をされてまいります。将来への財源確保につながる企業誘致については、引き続き小池町地区の早期造成に向け、関係者や関係機関と協議・調整を進めてまいります。

都市計画・基盤整備では、ゆとりと豊かさを実感し、個性的で快適な都市づくりを進めるための都市計画の指針となる都市計画マスタープランを策定するとともに、八幡町・新田町の雨水排水対策の検討を進めてまいります。

また、衣浦大橋の渋滞対策事業である西向き左折専用橋梁の整備では、架設工事が開始される見込みとお聞きしておりますので、引き続き実施主体である愛知県に着実な工事の進捗を要請してまいります。

防災・防犯では、コロナ禍においても災害はいつ起こるか分かりません。コロナ禍での避難所運営等に必要な感染症対策用物資を計画的に整備するとともに、福祉避難所向けの資機材も整備をしてまいります。加えて、地域の皆様とともに、コロナ時代の避難所運営について、主体的に学び準備する取組も引き続き実施をしてまいります。

また、交通安全では、愛知県が現在準備を進めております自転車用ヘルメットの購入費補助を活用し、自転車運転者への交通安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、基本目標Ⅳ、「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」でございいます。

福祉・医療では、「新たな日常」においても、これまでと変わりなく、高浜市に暮らす誰もがその人らしく安心した日常を送れるよう、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種を速やかに実施していくことを最優先事項として取り組んでまいりますとともに、各関係医療機関と連携し、感染症の拡大防止に努めてまいります。

また、障がいのある方もその人らしく、将来にわたり高浜市で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応などの機能を備え、24時間、365日迅速に支援が受けられる地域生活支援拠点を4月よりスタートするため、総合コーディネーターの配置など、障がいのある方やその家族の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築してまいります。

さらに、高齢者の皆様が家に閉じこもることなく、生き生きとした生活を送ることができるよう、平成27年度より国立長寿医療研究センターと協働で実施し、今では高浜市の生涯現役のまちづくりの取組として定着、利用されているホコタッチを活用した認知症予防の研究事業について、さらなるステップアップを目指し、個人ごとの活動からより多くのデータを取得できるプログラムを開発し、新たな認知症予防に関する研究事業に取り組んでまいります。

以上、令和3年度の市政運営に当たり、重点施策について申し述べさせていただきました。

第6次高浜市総合計画のスタート時、市民の皆様と意見交換をする中で、私は「井戸を掘る」というお話をさせていただきました。井戸を掘るという作業は、いつ水が出るかも分からない中で、皆で辛抱強く取組を続け、水が湧き出て井戸となると、その井戸を皆で共有し大切に後世につないでいく。現在、第7次高浜市総合計画の策定作業を進めておりますが、大切な自分たちのまち「たかはま」の未来を皆で考え、将来世代につないでいく。井戸を掘るというたとえば、まさにまちづくりに相通じるものがあると私は思っております。

また、井戸には、「渴に臨みて井を穿つ」ということわざがございます。喉が渴いてから井戸を掘っても手遅れであるという意味から、「必要に迫られて慌てて準備しても間に合わない」という意味のことわざです。

デジタル化の進展や外国籍住民の増加など、就任当初とは社会情勢は非常変容してまいりました。総務省「情報通信白書」では、2010年にスマートフォン保有率は9.7%であったのに対し、2018年では79.2%となるなど、国民の8割以上が携帯端末を保有する状況となりました。外国籍住民につきましても、県内トップレベルの7.9%という人口割合となっております。

そうした社会変化にも柔軟に対応していくため、「アシタのチカラ」。常に未来を見据え、市民にとって真に必要な施策は何かを考えながら、将来の高浜市を支え、生きていく世代に選択肢を用意していくため、私どもは取組を続け、そしてその歩みは、これからもたゆまず進めてまいります。

「新たな日常」の中で、「新たなつながり」「新たな発想」を「アシタのチカラ」に変えて、一日でも早く市民の皆様が安心して笑顔で日々を過ごせるよう、全力で取り組んでまいります。

今後とも、議員各位並びに市民の皆様の一層の御支援・御協力をお願い申し上げ、令和3年度の施政方針とさせていただきます。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 以上で施政方針は終わりました。

○議長（杉浦辰夫） 日程第4 教育行政方針を行います。

教育長の教育行政方針を求めます。

教育長。

〔教育長 都築公人 登壇〕

○教育長（都築公人） 初めに、次の時代を生きる子供には、自ら課題を発見し、解決に向けて思考・判断し、自分の考えを表現する力が求められています。また、人として、豊かな心を持ち、周りの人たちと協調し、互いに高め合うことのできる力が求められています。学校は、未来を担う子供がたくましく生き抜くために、これらの資質・能力を育てていきます。

高浜市教育委員会では、第6次高浜市総合計画のもとで策定した教育基本構想の基本理念の実現に向けて、学校・家庭・地域が連携を深め、子供の学びや育ちやつながりを大切にしてきました。そのために、多くの「ひと・もの・こと」に関わりながら学ぶ喜びや成長の過程を認められる喜びを実感する経験を子供に繰り返し体験させ、「学び続ける力」を培ってきました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業があり、学習が大幅に遅れ、授業時間の確保が大きな課題となりました。しかし、この状況は、学習の価値を時間ではかるのではなく、子供たちが何ができるようになるのかという学習成果ではかる方向に転換するよい機会になりました。教員が子供たちに身につけさせたい力を意識して、何を、どのように学ばせるのかを考えることができました。

このような中、令和2年9月末までに児童・生徒1人1台タブレット端末の配備と全教室への電子黒板の整備が完了し、高浜版GIGAスクール構想に基づいた活用が始まっています。新型コロナウイルス感染症拡大防止を図りながら、これらの機器を有効に活用し、コロナ禍においても子供が学びや育ちをつなげ、「主体的・対話的で深い学び」を充実させることができるような体制を全教職員で構築しています。

また、いじめ・不登校、外国籍児童生徒や特別な支援を必要とする子供の増加、教職員の業務改善など、学校が抱える課題が山積していますが、園・学校と家庭・地域が力を合わせて、子供を育てる教育環境を充実させていきます。

これより、令和3年度における取組について述べさせていただきます。

1、主体的・対話的で深い学びの構築・充実

(1) 教師力・授業力の向上

子供に確かな学力を身につけさせるために、専門的な教育の担い手として教員の教師力・授業力向上を図ります。

主題研究や1人1公開授業実践を充実させ、主体的・対話的で深い学びを実現させるための教育課程の検討や授業改善を図ります。具体的には、主体的・対話的な深い学びを意識した授業実践、ICT機器を活用した授業実践、外国語の高浜版CAN-DOリストの活用・改善、ALTや英語専科教員の活用、プログラミング教育ソフトを活用した高浜版プログラミング学習を進めます。また、「学びの場」としての図書館整備を、学校司書による巡回訪問を充実させ、市内全校において進めていきます。

教職員研修では、教育センターグループが核となり、体系的計画的に研修を実施することで、教職員の資質と指導力の向上をさせていきます。特別の教科道徳や主体的・対話的深い学びを成立させる基盤となる学級づくり、学習集団づくりの研修会をはじめ、各種研修会を実施し、実践的指導力の向上を図っていきます。

(2) きめ細やかかつ専門的な指導の充実

子供一人一人の学力の定着を図るためには、きめ細やかでかつ各教科等に応じた専門的な指導が有効であると考えます。

よって、国の動向に合わせて小学校高学年における教科担任制の導入を推進するとともに、少人数指導やチームティーチングなども併用して、各校で子供の実態にあわせ、学びの質を高め、教育効果を上げるよう指導方法を工夫し、基礎学力の定着に加え、活用力の育成にも力を入れます。そのために必要な専科教員やサポートティーチャー、ALTの配置を継続して行います。

(3) 高浜カリキュラムの推進

高浜カリキュラムで地域を活かした教育の実践、主体的・対話的で深い学びの支援を推進します。

具体的には、小・中学校の連携を意識した外国語におけるCAN-DOリストの活用と改善、ALTや英語専科教員の活用、ICT機器を活用した授業実践、プログラミング教育ソフトを活用した高浜版プログラミング学習の実践及びプログラミング的思考を用いた教科の実践などを進めます。

そのために、これまで蓄積してきた各教科、領域等の優れた実践の集約と活用を一層進めます。そして、子供が自分の成長を実感することができるように、教員がともに学ぶ姿勢を示し、学び続ける意欲を高めさせ、12年間の学びをつなげていきます。

このような取組により、高浜の子供を高浜の教職員全員で育てるという共通認識を構築することを目指します。

2、個に応じた教育の推進

(1) 特別支援教育の充実

保護者と教職員が個別の教育支援計画を共有し、困り感を持っている子供に対し、学校と家庭が歩調を合わせて個に応じた支援をします。また、医療や福祉サービスなど関係機関と連携し、それぞれで行われている支援がつながるように工夫します。

そのために、通級教室指導教員、スクールアシスタント、スクールサポーター等を各校の実態に合わせて適切に配置します。各校には、特別支援教育コーディネーターの役割を位置づけ、自校の体制について見直し、改善を進めていきます。また、幼保・小・中だけでなく、高等学校と連携し、中学校から高等学校までの連続性を視野に入れ、個別の教育支援計画の引継ぎと活用を進め、義務教育課程終了後も子供や保護者が安心して学ぶことができるように協力していきます。

(2) 外国人支援教育の充実

高浜市は、外国人の占める人口割合が高く、各校の外国籍児童生徒も増加している現状を踏まえ、平成30年度には指導員を1名増やし、早期適応教室「くすのき学級」を高浜小学校に新たに開設しました。海外から来日して日が浅く、日本語や日本の文化を理解できず、学習、生活の両面で支障を来す子供に対し、適応指導を実施して成果を上げてきました。

各校の日本語指導教室においても、日本語の指導が必要な子供への支援をしていきます。また、引き続き、通訳者を3名配置し、通訳・翻訳活動、相談活動、言語指導、進路相談など、支援を必要とする子供や保護者に細やかな対応を行うとともに、日本の学校や進路について改めて説明する機会を設けることで、日本の学校への適応を図っていきます。

(3) 幼保・小・中12年間の連携

子どもが高浜市のよさ、自分や周りのよさを感じながら、心豊かに成長・発達するために、12年間の学びと育ちをつなぐ異校種間の連携教育を推進します。

まず、教職員間の情報交換会や異校種参観を継続して実施し、互いの教育観や指導法への理解を深めます。そして、共通の目標を掲げ、子供の実態から身につけさせたい力を明確にし、系統性を意識した実践を積み上げ、指導が途切れないようにつなげていきます。

新型コロナウイルス感染拡大により、異校種間での子供同士の交流事業は、難しい状況にありますが、各校が工夫し、例えば中学校1年生から母校の小学校6年生に向けてメッセージを送るなど、自分の成長を実感したり、進学後の見通しを持ったりすることができるような機会を考えていきます。

3、学校・家庭・地域の連携

(1) 相談活動・学習支援の充実

高浜市適応指導教室「ほっとスペース」には、生徒指導相談員が常駐し、子供が学習や生活のリズムを整え、自立して学校に復帰できるように支援します。また、心の相談員も配置し、児童・生徒や保護者、教職員との相談等を行います。両中学校には、スクールヘルパーを配置し、学校不適応を起こしている生徒の学習支援や生活支援を行い、教室復帰を目指します。

これらの活動は、「自分が大切な存在、価値ある存在であると思う心」である自己肯定感と、「自分が誰かの役に立っている、誰かに必要とされていると思う心」である自己有用感を育むことにつながります。相談活動や学習支援だけでなく、学校生活の様々な場면을充実させることにより、学習集団への帰属意識とこれらの心を育み、年々増加傾向にある不登校対策やいじめ対策につなげていきます。

令和3年度からは、非常勤養護教諭を配置します。コロナ禍における養護教諭を補助するとともに、保健室が心の居場所となっている児童・生徒を養護教諭とともに支援していきます。また、スクールカウンセラーを定期的に学校に派遣し、児童・生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、

心のケアをする役割を果たしていくとともに、子供の置かれた環境に働きかけるスクールソーシャルワーカーを引き続き配置し、目の前の一人を救う取組をさらに進めていきます。

(2) いきいき広場福祉部との連携

教育委員会が福祉部と同じいきいき広場に設置されている利点を生かし、連絡、相談、対応について連携を図り、滞りなく行ってきました。5歳児健診における相談活動により、学校は、就学前の早期から園児の実態を把握し、就学に向けた適切なアドバイスをすることができるようになりました。子供の成長や就学に不安を持つ保護者がこども発達センターの専門家や就学予定先の学校職員との相談活動により、計画的に就学に向けて準備を整え、安心して就学させることができるようにしていきます。

また、こども発達センターの専門家と教育委員会の専門家が小学校区ごとにチームを組み、各園・学校を巡回訪問し、具体的な支援について助言を行います。関係各所が連携し、多様なニーズに応えるように、子供や家庭を見守り支援します。

さらに、高浜市学習等支援事業「ステップ」や「ステップジュニア」との連携を図り、支援を必要とする家庭、児童・生徒の学習・生活支援を進めます。そして、安心して楽しく学ぶ場を提供し、子供が自ら学ぶ力や生き抜く力を育むことができるように支援していきます。

(3) 地域と協働する学校

学校を「学びの拠点」とし、地域の活動を行う場、地域の住民が授業や学校行事等を通して、子供と交流する場となるように努めます。

高浜カリキュラムの実践や各種学校行事においては、地域の「ひと・もの・こと」との関わりを大切にし、地域とともに活動し、ともに学ぶ機会を積極的に取り入れていきます。また、高浜版プログラミング学習においては、たかはま夢・未来塾や愛知教育大学と連携し、子供の学びを支援していきます。特に、地域交流施設「たかぴあ」を併設した高浜小学校においては、「大家族を縦横に繋ぐ架け橋」となるためのモデル校として役割を果たしていきます。

また、子供が地域行事に参加したり参画したりすることを通じて、地域とのふれあいを密にしていきます。そして、子供が高浜の文化を継承、開発、発展させることができるように、地域全体で子供を育む「地域とともにある学校」を目指します。

さらに、学校関係者評価委員会の活動を充実させ、学校、家庭、地域が三者一体となって協働して学校づくりが展開されるように、指導助言をいただきながら学校運営の改善につなげます。

(4) 高浜市が育てていきたい生活習慣・学習習慣カレンダーの活用

目指す子供の姿を学校、地域、家庭が共有し、協働するために、高浜市が育てていきたい生活習慣、学習習慣を周知するための活用型カレンダーのより効果的な活用を図ります。また、各家庭においても、各月の目標を意識して生活させていただくよう、周知方法等についても改善していきます。

4、安全で快適な教育環境

学校は、学びの場であるとともに、子供が一日の大半を過ごす生活の場です。また、地域コミュニティの拠点としての役割を果たし、市民にとっての学び舎であるとともに、災害時には避難所としての役割も果たす重要な施設であります。

そこで、学校施設の整備を計画的に進めていくとともに、地域コミュニティの核とするモデルである高浜小学校を通して複合化施設の在り方を示していきたいと考えています。また、国は、義務標準法を改正し、小学校について学級編成の標準を令和3年度より5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げることとし、令和3年度は小学校第2学年の学級編成の標準を35人に引き下げることとなりました。

愛知県においては、個に応じたきめ細かな教育を推進して教育水準の向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染防止対策等として、子供たちの安心・安全な学びを保障するため、小学校第3学年へ35人学級を拡充することとなりました。これにより、新たに必要となる教室数を把握し、善後策を考えるとともに、校舎等の老朽化対策や教育環境の向上に向け、学校プールの大規模改修工事に加えてトイレ洋式化、乾式化工事に着手します。また、公共施設総合管理計画の関連では、高取小学校、吉浜小学校に加えて港小学校の長寿命化改修工事の設計業務に着手します。

今後は、令和3年3月に策定する学校施設の長寿命化計画に沿って、能率的、効果的に長寿命化を図り、安心・安全な学校施設の保全に努めます。また、高浜版G I G Aスクール構想に基づき、既に整備が完了している児童・生徒1人1台タブレット端末及び全教室に配置の電子黒板を有効に活用するとともに、個々の子供が学習に興味を持ち、積極的に授業に臨むことができる環境づくりに取り組みます。

さらに、令和元年度から高浜小学校において進めてきました民間プールを活用した水泳の授業に、新たに高取小学校、南中学校を加え、その運用や水泳指導カリキュラムなどについて実践を進めながら改善していきます。

子供にとって最大の教育環境は教員です。現在、働き方改革が叫ばれている中、教員の業務改善についても具体的な取組が求められています。公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正を受け、高浜市立学校管理規則に教員の業務量の適切な管理等を位置づけるとともに、高浜市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針を定め、在校等時間の縮減の実効性を強化していきます。

そのために、学校と保護者のタブレットやスマートフォンをつなぐ連絡システムを導入するとともに、引き続き、教職員自身による労務管理の徹底や各校の実態に応じた業務改善に取り組み、教職員が毎日笑顔で子供の前に立つことができるように努めます。

終わりに、日本は少子高齢化、人口減少による危機を感じる時代となっています。「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」。この都市像を実現するのは、魅力的なまちづく

りとそこに生きる人の育成であると考えます。今を生きる子供が将来社会に出て活躍し、未来の高浜をつくる原動力となる人材に成長することを願ってやみません。子供は、様々な人と関わりながら学び合い、自分の成長を実感することで、自己肯定感や自己有用感を感じるようになります。そして、学び続ける力が湧き、確かな学力を身につけ、それらを生かしてよりよい社会を築こうという意識や行動につながっていくものです。

そのために、学校、家庭、地域で協働して子供を育てていかなければなりません。学校は、その地域を映し出す鏡であると言われます。多くの方々に支えられ、構成される一つの社会である学校をみんなの力で育てていきたいと考えます。

令和3年度からは、第7次高浜市総合計画の策定にあわせ、教育基本構想の改定に本格的に着手します。高浜市教育委員会は、教育基本構想の基本理念「高浜を愛し、高浜の良さを学んで、高浜でたくましく生きる未来市民の育成」の実現に向けて、家庭や地域の人々や各種団体の方々の御協力と御指導をいただきながら、これからも地域社会と協働する学校づくりを推進していきます。

〔教育長 都築公人 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 以上で教育行政方針は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は11時。

午前10時48分休憩

午前10時59分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 同意第1号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、同意第1号 公平委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

議案参考資料1ページを御覧いただきますようお願い申し上げます。

本案は、現委員の竹内利宏氏が令和3年3月31日で任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の御同意を賜りたく提案させていただきます。

同氏は、人格・行動について社会的信望を有することが必要とされる保護司を長年お務めいただいているとともに、多くの行政委員としても御尽力をいただいております。誠実なお人柄で、地域での人望も厚く、幅広い知識と豊かな経験を有しておられ、委員としての本市の人事行政に大いに寄与していただけるものと確信をいたしております。

任期につきましては4年となります。

何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案説明とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第1号 公平委員会委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第1号は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（杉浦辰夫） 日程第6 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

議案参考資料1ページを御覧いただきますようお願い申し上げます。

本案は、現委員の山口清隆氏が令和3年3月31日で任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく、地税法第423条第3項の規定により、議会の御同意を賜りたく提案させていただくものでございます。

同氏は、会社経営に携わられる一方、長年、特定非営利活動法人高浜南部まちづくり協議会理事長・副理事長、公益社団法人刈谷法人会高浜支部支部長などの要職を務められ、幅広い知識と豊かな経験を有しておられます。誠実な人柄は、地域での人望も大変厚い方でございます。培った知識と経験を委員として、中立・専門的な立場から、固定資産課税台帳に登録された事項に関

する不服の審査、決定に当たりまして、公平で厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

任期につきましては3年となります。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第2号は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（杉浦辰夫） 日程第7 同意第3号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、同意第3号 教育委員会教育長の任命につきまして提案理由を申し上げます。

議案参考資料の2ページを御覧いただきますようお願い申し上げます。

本案は、平成28年4月から教育長として御尽力をいただきました現教育長の都築公人氏が、本年4月1日をもって任期満了となりますことから、新たに岡本竜生氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の御同意をお願いするものであります。

同氏は、昭和61年4月より高浜市立小・中学校に勤務され、平成24年からは高浜市立港小学校

教頭、平成29年からは高浜市立高浜中学校校長として勤務されておられます。また、この間には、高浜市教育委員会で指導主事、学校経営グループ主幹としても勤務されました。

人格は高潔で、教育行政に関し識見を有しておられる同氏が適任者であると考えておりますので、市議会の皆様におかれましては、よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

9番、柳沢英希議員。

〔9番 柳沢英希 登壇〕

○9番（柳沢英希） 議長のお許しをいただきましたので、同意第3号 教育委員会教育長の任命について賛成の討論をさせていただきます。

私が知っている岡本童生先生は、港小学校在任時であります。南部まちづくり協議会や港小学区「おやじの会」での地域活動をはじめ、ソフトボールそしてPTAやキッズクラブでの活動でも積極的に交流をし、児童だけでなく親御さん、そして地域の方々にも非常に信頼され、高浜中学校へ転任されることを惜しまれたくらいの先生でありました。

また、教え子だった方々からも、若い頃の岡本先生の教育に対する熱心さは、信頼はとても厚く、人柄からしても適任の方だというふうに分かります。

学校における先生方の環境の変化もですが、子供たちを取り巻く生活環境の変化もとても早く変わる時代になっております。岡本先生は、教育者として、子供たちのことを第一に考え、多くの方々の意見や考えに耳を傾け、先を見通して迅速に対応することができる方でもありますので、都築公人教育長の後任としても適任であると考えますので、ぜひ全議員の御賛同を賜りたく存じます。

市政クラブを代表しましてよろしくようお願い申し上げます。賛成の討論とさせていただきます。

〔9番 柳沢英希 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第3号 教育委員会教育長の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第3号は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（杉浦辰夫） 日程第8 議案第2号から議案第11号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） 議案第2号 高浜市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例及び高浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

議案参考資料の2ページ、3ページをお願いいたします。

本案は、押印を求める手続の見直し、事務の合理化等を図るため、公平委員会委員の服務の宣誓について、宣誓書への押印を不要とするとともに、固定資産評価審査委員会の審査手続において、審査申出書等への押印を不要といたす等のものであります。

改正の概要でございますが、第1条による改正は、公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正で、委員の服務の宣誓方式について、宣誓書への押印を不要とするほか、対面での宣誓方式から宣誓書の提出による方式に改めるものであります。

第2条による改正は、固定資産評価審査委員会条例の一部改正で、固定資産評価審査委員会の審査手続について、6つの書面、具体的には審査申出書、口頭意見陳述調書、口述書、口頭審理調書、実地調査調書及び議事調書への押印を不要とするものであります。

なお、附則において、この条例は令和3年4月1日から施行することといたしております。

説明は以上のとおりでございます。

よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 市民部長。

○市民部長（磯村和志） それでは、議案第3号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

議案参考資料の3ページ及び新旧対照表の5ページを御参照いただきたいと存じますが、主に新旧対照表を御覧ください。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、「新型コロナウイルス感染

症」を定義する法附則第1条の2が削られることとなったため、当該規定を引用する本条例につきまして、所要の規定の整備を行うものでございます。

附則第2条の改正では、国民健康保険加入者が新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間、傷病手当金を支給することとなっていますが、当該感染症の定義をしている新型インフルエンザ等対策特別措置法の条文が削られたことにより、本条例におきまして、新型コロナウイルス感染症の定義を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスである感染症」とするものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日を公布の日から適用することといたしております。

よろしく願いをいたします。

○議長（杉浦辰夫） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） それでは、議案第4号から第7号について提案理由の説明を申し上げます。

議案第4号 高浜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書を御覧いただきますようお願いいたします。

本案は、職員のサービスの宣誓における押印及び対面での宣誓を見直すほか、会計年度任用職員のサービス宣誓については、現状の任用形態に沿った簡易な宣誓の方法を別に定めることとするものでございます。

改正の内容は、サービスの宣誓について定める第2条の全部を改正し、改正後の第1項では、新たに職員となった者のサービスの宣誓は、そのサービスを行う前に宣誓書に署名、任命権者に提出しなければならない旨、規定をするものであります。

新たに追加する同条第2項では、会計年度任用職員のサービスの宣誓は、第1項の規定に関わらず、任命権者は別段の定めをすることができる旨を規定するものでございます。

また、宣誓書の様式を定める別記様式中の氏名欄の「印」を削ることといたします。

なお、附則において、この一部改正条例は、令和3年4月1日から施行することといたしております。

次に、議案第5号 高浜市自治基本条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書を御覧いただきますようお願いいたします。

本案は、自治基本条例第24条の規定に基づき、検証と見直しを行った結果、議会の機能に関する表現及び検証の見直しの周期を変更するものでございます。

改正の内容は、議会の役割と責任について定める第9条第1項中の「監視及びけん制する」を「監視し、抑制と均衡を図る」に改め、条例の検証と見直しについて定める第24条第1項中の期間を「5年」から「10年を超えないごとに行うこと」といたすものでございます。

なお、附則において、この一部改正条例は、令和3年4月1日から施行することといたしております。

次に、議案第6号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案書を御覧いただきますようお願いいたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う現下の社会経済情勢に鑑み、市長、副市長及び教育長の給与の月額を減額して支給する期間を令和4年3月31日まで1年間延長いたすものでございます。

減額支給は、市長については給料月額20%を、副市長及び教育長については給料月額10%をそれぞれ減額して支給することといたします。

なお、附則において、この一部改正条例は、令和3年4月1日から施行することといたしております。

次に、議案第7号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について御説明申し上げます。

議案書を御覧いただきますようお願いいたします。

本案は、刈谷市との定住自立圏の形成に関する協定期間が本年3月31日に満了することに伴い、同協定を再度締結するためのものでございます。

協定書（案）を御覧ください。

協定の内容は、刈谷市を「甲」、高浜市を「乙」とし、第1条は目的を規定しております。

中心市宣言を行った刈谷市とその宣言に賛同した高浜市が相互に役割を分担して、生活の安心感及び利便性の向上に資する都市機能及び生活機能の充実を図り、圏域全体のつながりを強め、並びに郷土への魅力及び誇りを創出することにより、豊かに暮らすことができる圏域の形成を規定しております。

第2条の基本方針では、第1条の目的を達成するために定住自立圏を形成し、別表に掲げる分野の取組において連携、共同し、または補完し合うことといたしております。

第3条は、事務執行に当たっての連携及び協力並びに費用負担を定め、第4条では、協定の期間を令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間といたします。

第5条は、協定の変更手続を定め、第6条は、協定の廃止手続を定めております。

第7条は、疑義が生じた場合の解決を規定しております。

最後に、第2条関係の別表に掲げる取組内容について御説明申し上げます。

別表第2条関係を御覧ください。

分野別に3つの分野について取り組んでまいります。

1番目の分野は、「生活機能の強化に関する分野」で、医療健康、福祉、教育文化に関する5項目の取組を行ってまいります。

次に、第2番目の分野は、「結びつきやネットワークの強化に関する分野」で、公共交通、観光、その他に関する3項目の取組を行ってまいります。

次に、3番目の分野は、「圏域マネジメント能力の強化に関する分野」で、共存協働、その他に関する3項目の取組を行ってまいります。

説明は以上でございます。

4議案とも慎重審議の上、原案どおり御可決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第8号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料及び新旧対照表も併せて御覧いただきますようお願い申し上げます。

本案は、第8期介護保険事業計画の計画期間における介護保険料率や上乘せサービスの見直しによる区分支給限度基準額を改正するほか、介護保険法施行令等の一部を改正する政令の施行などに伴い、所要の規定の整備をお願いするものでございます。

第8条、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額では、これまで要介護1から要介護5までの居宅介護サービス費に係る区分支給限度基準額として、それぞれ単位数に規定していたものを国が定める区分支給限度基準額に1.05を乗じて得た単位数に至るまでとするものであります。

次に、第11条、保険料率では、令和3年度から令和5年度までの介護保険料率について額を改定するものであります。

具体的には、基準となる月額保険料を第7期の5,700円から5,820円に改正し、第1号を3万1,428円に、第2号を4万5,396円に、第3号を4万8,888円に、第4号を5万9,364円に、第5号を6万9,840円に、第6号を8万3,164円に、第7号を8万3,808円に、第8号を合計所得金額が200万円未満の者を210万円未満の者とし、9万7,920円に、また第9号を10万4,760円に、第10号を合計所得金額が300万円未満の者を320万円未満の者とし、11万1,744円に、第11号を11万8,728円に、第12号を12万2,220円に、第13号を12万5,712円に、第14号を12万9,204円に、第15号を13万6,188円に、第16号を14万6,664円に、第17号を15万3,648円にそれぞれ改めております。

第2項では、第1号に該当する者の減額後の保険料率を1万7,460円に、第2号に該当する者の減額後の保険料率を2万7,936円に、第3号に該当する者の減額後の保険料率を4万5,396円としております。

附則第6条では、平成30年度税制改正に伴って不利益が生じないように、令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例を定めております。

なお、施行期日は、令和3年4月1日からとし、改正後の保険料率は令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例によることとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第9号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、高浜市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び高浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の3本の条例改正をお願いするものでございます。

なお、改正に当たっては、国が示す基準と同様の内容といたしております。

主な改正の内容は、第1条の指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例では、指定地域密着型サービスの事業の一般原則を定めた第3条において、指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備とともに、研修を実施しなければならないとしております。

この一般原則を踏まえ、第15条の2では、新たに虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催、虐待防止のための指針の整備、研修の実施、担当者の設置を義務づけ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をはじめ、地域密着型の全てのサービスに準用しています。

また、管理者や従業員が従事できる業務を増やし、配置基準の緩和を行うとともに、運営基準や加算の要件等における各種会議等の実施について、感染防止や多職種連携促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めることとしております。

第2条の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び第3条の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例においても、第1条と同様に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備のほか、配置基準の緩和、テレビ電話の活用といった改正となっております。

なお、附則において、施行期日を令和3年4月1日からとするとともに、虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設置といった虐待防止策について、令和6年3月31日まで3年間の経過措置を設けております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） それでは、議案第10号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に

関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書を御覧いただきますようお願いいたします。

本案は、高浜市地域交流施設で行う事業から公民館事業を削るもので、事業を実施してきた高浜公民館活動委員会において、公民館事業を終始することで委員が合意したため、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、高浜市地域交流施設で行う事業について定めております第4条中第6号を削り、第7号を第6号とするものであります。

最後に、附則におきまして、この条例の施行日を令和3年4月1日からといたしております。

説明は以上であります。よろしくようお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 教育長。

○教育長（都築公人） それでは、議案第11号 事業契約の変更について提案理由を御説明申し上げます。

議案書並びに別添の参考資料10ページも併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

今回の事業契約の変更は、高浜小学校等整備事業の3期工事について建築費指数が上昇したことによる事業費の増及びアスベスト処理費用の増に伴うものであります。

建築費指数の上昇による事業費の増については、事業契約書において「提案時の建築費指数に比べて、各業務着工時期の同指数が1.5%を超えて増減した場合に生じた差分に応じてサービス対価の改定を行う」と規定されています。そこで、3期工事の建築費指数の増加により事業費を算定した結果、829万8,774円増となりました。

また、アスベスト処理費用については、3期工事の体育館解体工事における耐震補強柱と耐震補強壁及び外部サイディングボードに含まれていたアスベストの処理費用で587万4,000円増となりました。

以上により、事業費は1,417万2,774円増となり、変更後の契約金額を49億4,739万9,648円とするものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 日程第9 議案第12号から議案第19号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） 議案第12号 令和2年度一般会計補正予算（第14回）につきまして、提案理由を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億1,494万4,000円を追加し、補正後の予算総額を233億2,651万9,000円といたすものであります。

10ページ、11ページをお願いします。

繰越明許費は、いずれも年度内の完了が見込めないことから、令和3年度に繰越すもので、新型コロナウイルス感染症対策事業については、今回の補正予算で事業費を計上いたすものであります。

12ページ、13ページをお願いします。

債務負担行為補正は、介護保険システム修正業務委託料について、新たに期間及び限度額を定めるほか、契約金額の確定等により、限度額を変更いたすものであります。

14ページ、15ページをお願いします。

地方債補正は、事業費の確定及び減収補てん債の発行等により、限度額を増減いたすものであります。

58ページ、59ページをお願いします。58ページ、59ページの歳入の主なものについて申し上げます。

1款1項市民税、1款2項固定資産税、3款1項利子割交付金、7款1項地方消費税交付金は、決算見込みに伴い増額いたすものであります。

13款1項2目民生使用料のいきいき広場の使用料は、新型コロナウイルス感染症の影響によるマシンスタジオの休館、利用制限等に伴い減額いたすものであります。

60ページ、61ページをお願いします。

14款1項1目民生費国庫負担金の障害者医療費負担金及び障害児入所給付費等負担金は、自立支援医療費及び障がい児給付費の増加に伴い増額いたすもので、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、県支出金への組替えにより減額いたすものであります。

2目教育費国庫負担金の公立学校施設整備費負担金は、港小学校校舎増築工事の額の確定に伴い増額いたすものであります。

14款2項1目総務費国庫補助金の特別定額給付金給付事務費補助金及び同事業費補助金は、特別定額給付金給付事業に係る事業費の確定に伴い減額するもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は国の第3次補正により増額いたすものであります。

5目教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金は、高浜小学校等整備事業の補助金の額の確定に伴い増額いたすものであります。

62ページ、63ページをお願いします。

15款2項2目民生費県補助金は、地域医療介護総合確保基金補助金を減額するほか、愛知県児童福祉施設業務体制確保対策事業費補助金は、国庫負担金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金からの組替えを行うものであります。

6目商工費県補助金のげんき商店街推進事業費補助金は、プレミアム商品券事業等の事業費の確定に伴い増額いたすものであります。

64ページ、65ページをお願いします。

17款1項1目一般寄附金は、ふるさと応援寄附金の決算見込みに伴い減額するもので、2目総務費寄附金は、市制施行50周年記念事業基金指定寄附金として、池田淑照様、野々山徳雄様、あおみが丘コミュニティ株式会社様、イビデン株式会社衣浦事業場様、株式会社ジェイテクト田戸岬工場様、高浜工業株式会社様、大和リース株式会社名古屋支店様、中日コンサルタント株式会社様、株式会社豊田自動織機様、株式会社フコク愛知工場様、碧海信用金庫高浜支店様、明和工業株式会社様及び匿名の方からの御寄附で、職員研修基金指定寄附金は匿名の方からの御寄附であります。

18款1項1目基金繰入金は、今回の補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金を減額するほか、公共施設等整備基金は、充当事業の額の確定等により繰入金を減額するもので、市制施行50周年記念事業基金は、市制施行50周年記念事業の財源として増額いたす等のものであります。

21款市債は、事業費の確定に伴う増減で、66ページ、67ページをお願いしまして、8目減収補てん債は、新型コロナウイルス感染症の影響により、利子割交付金、地方消費税交付金等の実績見込額が普通交付税の算定における基準財政収入額を下回ることから計上いたすものであります。

68ページ、69ページをお願いします。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款1項3目市民活動支援費の3. 地域内分権推進事業、11目財産管理費の1. 庁舎管理事業、70ページ、71ページをお願いしまして、18目防災対策費の1. 防災活動事業は、ふれあいプラザ、市庁舎、避難所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る備品購入費等を計上いたすものであります。

上に戻っていただきまして、12目企画費の8. ふるさと応援事業は、ふるさと納税の決算見込みに伴い、ふるさと応援事業支援業務委託料を減額するもので、21目1. 特別定額給付金給付事業は73ページをお願いしまして、事業費の確定に伴い、特別定額給付金を減額いたす等のものであります。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費の3. 戸籍住民基本台帳事務事業は、マイナンバーの事務に対する地方公共団体情報システム機構への負担金を増額いたすものであります。

74ページ、75ページをお願いします。

2款8項1目基金費の財政調整基金積立金は、今回の補正により積立てるもので、職員研修基金積立金及び市制施行50周年記念事業基金積立金は、指定寄附金を積立てるものであります。

3款1項2目地域福祉推進費の2. いきいき広場管理運営事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、マシンスタジオ運営業務委託料及びいきいき広場駐車場借上料を減額するほか、

庁用器具費において、新型コロナウイルス感染症対策に係る備品購入費を計上いたすものであります。

3目障害者在宅・施設介護費の1. 障害者自立支援事業及び2. 地域生活支援事業は、サービス利用者の増加等に伴い増額するもので、5目高齢者在宅・施設介護費の7. 老人保護措置事業は、被措置者の減に伴い減額いたすものであります。

7目介護保険推進費は、76ページ、77ページをお願いしまして、13. 地域医療介護総合確保基金事業は、実績見込みに伴い、介護施設等整備事業費補助金を減額いたす等のものであります。

3款2項2目保育サービス費は、78ページ、79ページをお願いしまして、3. 保育園管理運営事業、3目家庭支援費の9. 児童センター事業及び12. たかはま夢・未来塾事業は、保育園、児童センター、たかはま夢・未来塾における新型コロナウイルス感染症対策に係る備品購入費等を計上いたすものであります。

80ページ、81ページをお願いします。

4款1項1目保健衛生総務費の4. 新型コロナウイルス感染症対策推進事業は、対象医療機関の増に伴い、新型コロナウイルス感染拡大防止等支援補助金を増額するもので、3目医療対策推進費の2. 地域医療振興事業は、高浜豊田病院の固定資産税の額の確定に伴い、固定資産税等補助金を減額いたすものであります。

82ページ、83ページをお願いします。

8款2項1目生活道路新設改良費の1. 道水路維持管理事業は、事業費の確定に伴い、委託料及び工事請負費を減額するもので、84ページ、85ページをお願いしまして、3項河川費の1. 治水砂防事業は、土地購入費を減額いたす等のものであります。

86ページ、87ページをお願いします。

9款1項1目消防費の5. 広域消防事業は、衣浦東部広域連合分担金の額の確定に伴い、減額いたすものであります。

88ページ、89ページをお願いします。

10款2項1目学校管理費の1. 小学校維持管理事業は、事業費の確定等に伴い、委託料、工事請負費を減額するほか、庁用器具費において、新型コロナウイルス感染症対策に係る備品購入費を計上いたす等のものであります。

90ページ、91ページをお願いします。

10款3項1目学校管理費の2. 中学校維持管理事業及び4項1目幼児教育費の3. 幼稚園維持管理事業は、事業費の確定等に伴い、委託料、工事請負費を減額するほか、庁用器具費において、新型コロナウイルス感染症対策に係る備品購入費を計上いたす等のものであります。

92ページ、93ページをお願いします。

10款5項2目生涯学習機会提供費の3. 生涯学習施設管理運営事業、12. 図書館管理運営事業

及び5目文化事業費の1. 美術館管理運営事業は、事業費の確定等に伴い、委託料を減額するほか、庁用器具費において、公民館、図書館及び美術館における新型コロナウイルス感染症対策に係る備品購入費を計上いたす等のものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 市民部長。

○市民部長（磯村和志） それでは、議案第13号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の19ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ87万円を追加し、補正後の予算総額を33億1,462万9,000円といたすものであります。

122ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

1 款国民健康保険税は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者を対象に、一般現年分国保税を減免したことにより、減額いたすものであります。

2 款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症の影響によるコロナ減免対応分を国から災害等臨時特例補助金として受け入れることにより、増額いたすものであります。

3 款県支出金は、県繰入金の確定等に基づき、保険給付費等交付金を減額いたすものであります。

5 款繰入金は、一般会計繰入金の繰入基準に基づく繰入額の確定等により減額いたすものであります。

124ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1 款総務費は、職員の期末手当引き下げに伴い、人件費を減額いたすものであります。

4 款保健事業費は、委託業務の執行残及び未実施により減額いたすものであります。

5 款基金積立金は、今回の補正に伴う財源調整により増額いたすものであります。

説明は以上であります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第14号 令和2年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書25ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,921万3,000円を減額し、補正後の予算総額を5,738万5,000円とするものでございます。

説明書の136ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款2項1目不動産売却収入2,979万6,000円の減額は、当初売却処分予定の代替用地等の売却収入が見込めなくなったものでございます。

138ページをお願いいたします。

歳出は、1款1項1目土地取得費、16節の公有財産購入費2,955万4,000円の減額は、予定をいたしておりました代替地取得が見込めなくなったことによるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 議案第15号 令和2年度公共駐車場事業特別会計補正予算（第2回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の31ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ665万5,000円を減額し、補正後の予算総額を9,472万2,000円といたすものであります。

146ページ、147ページをお願いいたします。146ページ、147ページでございます。

歳入の1款1項1目駐車場使用料は、147ページの説明欄のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響に伴ういきいき広場使用料の実績見込み等に伴い、665万5,000円を減額いたすものであります。

148ページ、149ページをお願いします。

歳出の1款1項1目駐車場管理費は、149ページの説明欄の1. 公共駐車場管理事業のとおり、経営戦略策定業務委託料の契約額の確定に伴い、減額等いたすものであります。

148ページにお戻りをいただきまして、2款1項1目予備費は、今回の補正予算の財源調整として339万円を減額いたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第16号 令和2年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第4回）について御説明申し上げます。

補正予算書37ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で、歳入歳出それぞれ307万円を減額し、補正後の予算総額を28億7,965万4,000円とするとともに、介護サービス事業勘定で歳入歳出それぞれ11万2,000円を減額し、補正後の予算額を5,484万3,000円といたすものであります。

補正予算説明書158ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、3款1項1目介護給付費負担金、2項1目調整交

付金、4款1項支払基金交付金、5款1項県負担金は、いずれも歳出の高額医療合算介護サービス費の実績見込みによる増額等が主なものでございます。

3款2項3目地域支援事業交付金、160ページの5款3項県補助金、7款1項1目一般会計繰入金は、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響により、介護相談員の活動回数の減により減額をいたすものでございます。

158ページにお戻りください。

3款2項8目介護保険災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方の介護保険料減免に対する国からの補助金として73万9,000円を計上するものであります。

162ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、2款4項1目高額医療合算介護サービス費は、実績見込みにより増額いたしております。

164ページをお願いいたします。

4款3項2目権利擁護事業費の会計年度任用職員管理事業は、高齢者権利擁護専門員の未雇用により減額をいたすものであります。

3目任意事業費の介護相談員派遣等事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護相談員の活動回数の減により減額いたすものであります。

176ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入でございますが、2款1項1目一般会計繰入金は、期末手当の減額に伴い、職員給与費等繰入金を減額いたしております。

178ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款1項1目介護予防支援事業費では、期末手当の減額に伴い、職員手当等を減額いたすものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 市民部長。

○市民部長（磯村和志） それでは、議案第17号 令和2年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の45ページをお願いをいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ218万5,000円を追加し、補正後の予算総額を5億5,520万7,000円といたすものであります。

190ページをお願いをいたします。

歳入について申し上げます。

1款1項後期高齢者医療保険料は、収入実績見込みに基づき、1目特別徴収保険料を減額し、

2目普通徴収保険料を増額いたすものであります。

3款繰入金は、職員の期末手当引き下げに伴う人件費及び保険基盤安定繰入金を減額いたすものであります。

続きまして、192ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1款総務費は、職員の期末手当引き下げに伴う人件費及び委託業務の執行残を減額いたすものであります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入の実績見込みにより保険料負担金を増額するほか、保険基盤安定負担金の確定により減額をいたすものであります。

説明は以上であります。よろしく願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第18号 令和2年度高浜市水道事業会計補正予算（第3回）について御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計補正予算書（第3回）の3ページをお願いいたします。

第2条は、収益的支出の予定額について補正するものでございます。

第1項営業費用で人事院勧告に基づく期末手当の改定で、予定額を10万9,000円減額するもので、第1款水道事業費用を8億5,277万9,000円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第9条に定めた職員給与費を5,348万9,000円に改めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

続きまして、議案第19号 令和2年度高浜市下水道事業会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

別冊の下水道事業会計補正予算書（第2回）の3ページをお願いいたします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

7ページの実施計画をお願いいたします。

収入は、第1項営業収益のうち、1目下水道使用料1,054万3,000円は、決算見込みにより増額するものであります。

第2項営業外収益の2目他会計補助金は1,443万1,000円を減額し、8目消費税及び地方消費税還付金を算出見込みで3,044万7,000円減額、9目雑収益は、消費税及び地方消費税還付加算金の額の確定により14万6,000円の増額をするもので、第1款下水道事業収益を9億3,414万8,000円とするものでございます。

支出は、第1項営業費用、1目管渠費につきましては、主に委託料の確定見込みにより312万1,000円減額し、2目流域下水道維持管理負担金は756万8,000円増額、5目総係費は、主に委託

料の確定見込みにより18万6,000円減額し、7目資産減耗費はマンホールポンプ更新に係る除却となっており、第1款下水道事業費用9億584万7,000円とするものでございます。

3ページにお戻りをいただきまして、第3条は、資本的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

8ページをお願いいたします。

第1款資本的収入のうち、第2項他会計出資金につきましては1,443万1,000円増額し、第5項国庫補助金は、社会資本整備総合交付金の内示額の確定により7,800万円増額、第7項負担金の受益者負担金は、一括納付の件数増加などにより1,199万6,000円を増額するものでございます。

次に、第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、1目管路建設改良費は、主に委託料の確定見込みにより53万7,000円減額するものでございます。

再度3ページにお戻りいただきまして、第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第8条に定めた職員給与費を5,402万2,000円に改めるものでございます。

第5条他会計からの補助金は、補正予定額の確定により1,443万1,000円減額し、2億3,605万4,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は13時00分。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第20号から議案第27号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、議案第20号 令和3年度一般会計予算につきまして提案理由を申し上げます。

予算書の5ページをお願いいたします。

一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ160億110万円と定めるものであります。

10ページをお願いいたします。

債務負担行為は、6つの事項について定めるもので、図書館及びかわら美術館の指定管理料が主なものであります。

11ページをお願いします。

地方債は、9つの事業について5億1,360万円を計上いたすもので、小・中学校施設改修事業

に係る地方債及び減収補てん債が主なものであります。

49ページをお願いいたします。49ページになります。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款市税は81億739万4,000円で、前年度比 7 億5,085万6,000円の減を見込んでおります。

54ページをお願いいたします。

1 款市税の 1 項 1 目個人市民税は26億3,425万2,000円で、前年度比 4 億3,264万8,000円の減、
2 目法人市民税は 2 億9,082万6,000円で、前年度比 2 億6,821万5,000円の減、 2 項 1 目固定資産
税は39億1,492万4,000円を見込んでおります。

56ページをお願いいたします。

3 項軽自動車税は 1 億2,621万1,000円、 4 項市たばこ税は 3 億2,039万2,000円を見込んでおり
ます。

58ページをお願いします。

5 項都市計画税は 7 億7,751万4,000円を見込んでおります。

60ページをお願いします。

6 款 1 項法人事業税交付金は7,600万円、 7 款 1 項地方消費税交付金は10億1,800万円を見込ん
でおります。

62ページ、63ページをお願いします。

10款 1 項地方交付税は、特別交付税として 1 億円を見込み、普通交付税は不交付を見込んでお
ります。

12款 1 項負担金は9,245万2,000円、13款 1 項使用料は64ページの計の欄をお願いしまして、
8,094万8,000円を見込んでおります。

66ページ、67ページをお願いします。

13款 2 項手数料は5,934万1,000円を見込んでおります。

14款 1 項国庫負担金は68ページ上段の計の欄のとおり23億1,849万円を見込んでおります。主
なものは、67ページ下段にお戻りをいただきまして、障害者自立支援給付費負担金 3 億4,601万
4,000円、69ページをお願いいたしまして、上段の児童手当負担金 6 億8,831万6,000円、子ども
のための教育・保育給付費負担金 5 億6,417万6,000円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費
負担金 2 億2,158万2,000円などであります。

68ページの14款 2 項国庫補助金は、70ページをお願いしまして、上段の計の欄のとおり 2 億
6,511万6,000円を見込んでおります。主なものは、69ページ下段をお願いしまして、新型コロナ
ウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金7,201万2,000円などであります。

70ページ、71ページをお願いします。

15款 1 項県負担金は 7 億9,156万8,000円を見込んでおります。主なものは、71ページ下段の障

害者自立支援給付費負担金 1 億7,300万7,000円、児童手当負担金 1 億4,781万3,000円、施設型教育・保育給付費等負担金 2 億4,624万円などであります。

78ページ、79ページをお願いします。

17款 1 項寄附金は、主なものはふるさと応援寄附金7,500万円を、18款 1 項基金繰入金は11億3,814万5,000円を見込んでおります。基金繰入金の主なものは、79ページ下段の 1. 財政調整基金繰入金 9 億4,715万5,000円、 6. 公共施設等整備基金繰入金 1 億3,170万円、 7. 教育振興・子育て支援基金繰入金5,300万円、 8. 市制施行50周年記念事業基金繰入金393万1,000円などあります。

85ページをお願いします。

20款諸収入になります。末尾のポートルースチケットショップ高浜環境整備協力金は5,300万円を見込んでおります。

86ページ、87ページをお願いします。

21款市債は 5 億1,360万円。主なものは、87ページ下段の小学校施設改修事業、中学校施設改修事業、体育センター解体事業、減収補てん債などあります。

105ページをお願いいたします。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

105ページの 2 款総務費について申し上げます。

1 項12目企画費になります。10. ICT推進事業では、委託料にAIを活用した総合案内サービスを実施するための業務委託料を計上するほか、テレワーク構築業務委託料を計上し、新型コロナウイルス感染症対策として職員の在宅勤務を推進してまいります。

107ページをお願いします。

12. 市制施行50周年記念事業では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度に延期した事業に取り組んでまいります。

112ページ、113ページをお願いします。

1 項18目防災対策費の 1. 防災活動事業では、消耗品費に新型コロナウイルスなどの感染症対策用災害物資の購入費を計上し、避難所における感染症対策の強化を図ってまいります。

135ページをお願いいたします。135ページでございます。

3 款民生費について申し上げます。

1 項 3 目障害者在宅・施設介護費になります。 2. 地域生活支援事業では、委託料に障がい者地域生活総合支援業務委託料を計上し、障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援コーディネーターを配置し、地域生活支援拠点等を整えてまいります。

138ページ、139ページをお願いします。

1 項 7 目介護保険推進費の 6. 介護保険施設整備事業では、工事請負費にケアハウス湯山安立

の屋上防水工事費を計上し、施設の改修を行ってまいります。

150ページ、151ページをお願いします。

150ページ、151ページの上段は、2項2目保育サービス費になります。4. 小規模保育事業では、扶助費の地域型保育給付費に家庭的保育事業の一部を小規模保育事業に移行するための経費を計上するなど、保育ニーズに対応した子育て環境を整えてまいります。

155ページをお願いします。

上段は、2項3目家庭支援費の9. 児童センター事業になります。工事請負費に翼児童センター空調設備の更新工事費を計上し、空調設備の更新を行ってまいります。

161ページをお願いします。

4款衛生費について申し上げます。

上段は、1項1目保健衛生総務費になります。4. 新型コロナウイルス感染症対策推進事業では、163ページの上段をお願いしまして、委託料に、かかりつけ医など市内医療機関が実施する個別接種業務委託料及びいきいき広場の健康ホールで実施する集団接種業務委託料などを計上し、市民への円滑なワクチン接種を実施してまいります。

165ページをお願いします。

1項2目保健・予防費になります。2. 母子保健事業では機械器具費に、3歳児健診の視力検査において屈折異常及び斜視の発見に効果のある検査機器を導入するための経費を計上し、検査機器を用いた視力検査を実施してまいります。

179ページをお願いします。

179ページ、6款農林水産費について申し上げます。

上段は、1項5目農地保全費の1. 地域農政総合推進事業になります。委託料に、農業振興地域整備計画書等作成業務委託料を計上し、令和2年度に実施した基礎調査の結果を踏まえ、計画書等を作成してまいります。

8款土木費について申し上げます。

190ページ、191ページをお願いします。

5項1目都市計画総務費の2. 都市計画総務事業では、委託料に都市計画マスタープラン策定業務委託料を計上し、新たな計画を策定してまいります。

194ページ、195ページをお願いします。

6項1目公営住宅費の1. 公営住宅管理事業では、工事請負費に湯山住宅の屋上防水改修工事費を計上し、施設の改修を行ってまいります。

198ページ、199ページをお願いします。

上段の8項2目交通安全啓発費の1. 交通安全指導啓発事業では、補助金に自転車用ヘルメット購入費補助金を計上し、自転車用ヘルメットの着用率の向上を図ってまいります。

202ページ、203ページをお願いします。

10款教育費について申し上げます。

上段は、1項1目教育委員会費の1. 教育委員会運営事業になります。委託料並びに使用料及び賃借料に学校と保護者の連絡システム導入に係る業務委託料及び使用料を計上し、学校と保護者のパソコンやタブレット、スマートフォンをつなぐ連絡システムを導入してまいります。

209ページをお願いします。

2項1目学校管理費の1. 小学校維持管理事業になります。委託料に、高取小学校大規模改造事業実施設計等業務委託料、吉浜小学校大規模改造事業実施設計等業務委託料及び港小学校長寿命化改良事業実施設計等業務委託料を計上し、学校施設の大規模改修を計画的に進めてまいります。水泳指導委託料では、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった高取小学校における水泳指導を実施してまいります。そのほか、下段の工事請負費に港小学校空調機の更新工事費を計上し、空調設備の更新を行ってまいります。

212ページ、213ページをお願いします。

2項3目学校建設費の1. 高浜小学校等整備事業では、公有財産購入費として割賦支払金等を計上いたしております。

215ページをお願いします。

3項1目学校管理費の2. 中学校維持管理事業になります。上段の水泳指導等委託料を計上し、南中学校における水泳指導を実施してまいります。そのほか、中段の工事請負費に南中学校の北校舎非常階段改修工事費及び給食調理室改修工事費を計上し、施設の改修を行うとともに、高浜中学校では、トイレ改修工事費を計上し、洋式便器化及び乾式トイレ化への改修を行うとともに、プール改修工事費を計上し、屋舎の改築、プール施設・設備の改修を行ってまいります。

222ページ、223ページをお願いします。

5項2目生涯学習機会提供費の3. 生涯学習施設管理運営事業では、委託料に、地域交流施設維持管理業務委託料及び地域交流施設等運営管理業務委託料を計上するほか、女性文化センター空調設備更新工事設計業務委託料を計上し、空調設備の更新を行ってまいります。

224ページ、225ページをお願いします。

5項3目生涯学習推進費の4. たかはま歴史・文化保存活動事業では、新たな市誌「高浜市のあゆみ」を発行してまいります。

226ページ、227ページをお願いします。

5項5目文化事業費の1. 美術館管理運営事業では、工事請負費にかかわら美術館防災設備改修工事費及び電気設備改修工事費を計上し、防災設備及び電気設備の改修を行ってまいります。

231ページをお願いします。

6項2目生涯スポーツ費になります。工事請負費に、体育センター解体工事費を計上し、地域

交流施設に機能移転した体育センターの解体を行ってまいります。

最後に、232ページをお願いします。

12款1項公債費は、元金は前年度比268万9,000円増の7億2,653万5,000円、利子は前年度比665万2,000円減の5,505万円、合わせて7億8,158万円を計上いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 市民部長。

○市民部長（磯村和志） それでは、議案第21号 令和3年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の15ページをお願いいたします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ32億7,754万3,000円と定めるもので、前年度比40万4,000円の減といたすものであります。

それでは、272ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

1款国民健康保険税は、全体で8億2,806万3,000円とし、内訳といたしまして、1項1目一般被保険者国民健康保険税では、1節医療給付費分現年課税分から274ページの6節介護納付金分滞納繰越分まで、合わせて8億2,668万8,000円を、2目退職被保険者等国民健康保険税につきましても、1節から6節まで合わせて137万5,000円をそれぞれ見込んでおります。

2款県支出金は、全体で21億1,379万4,000円とし、前年度比3,067万2,000円の増を見込んでおります。

4款繰入金は、全体で3億1,827万2,000円とし、1項1目一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定制度及び職員給与費等の繰入基準に従って一般会計から繰入れを行うとともに、福祉医療波及分及び納付金補填分の繰入れをいたすものであります。

続きまして、280ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1款総務費は、全体で1億1,500万7,000円とし、職員9名分の人件費のほか、国保事業の運営や国保税の賦課徴収等に係る経費を計上いたしております。

282ページをお願いいたします。

2款保険給付費は、令和2年度の実績見込額に基づきまして、全体で20億5,278万2,000円とし、主な内訳といたしましては、1項1目一般被保険者療養給付費を17億8,198万8,000円、3目一般被保険者療養費を1,718万4,000円、284ページをお願いし、2項1目一般被保険者高額療養費を2億3,058万円といたしております。4項1目出産育児一時金及び5項1目葬祭費は、年間交付件数を見込み計上いたしております。

続きまして、286ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金は、県が医療費や所得水準等により算定を行った本市分の納付金の確定額として、全体で10億5,255万円を計上いたしております。

4款保健事業費は、4,347万3,000円を計上しており、主な事業といたしまして、特定健康診査等事業、診療報酬明細書点検事業、健康診査費用助成事業及びデータヘルス計画に伴う国保ヘルスアップ事業を実施してまいります。

290ページをお願いいたします。

7款諸支出金は、前年度に係る過誤納保険税還付金等といたしまして353万7,000円を見込んでおります。

説明は以上であります。よろしく願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第22号 令和3年度高浜市土地取得費特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書21ページをお願いいたします。

令和3年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ3,523万7,000円とするもので、前年度対比166万9,000円の減となっております。

説明書の308ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目基金運用収入及び2目財産貸付収入は、それぞれ所有地の貸付けにより159万7,000円を見込み計上いたしております。

2項1目不動産売払収入の3,362万6,000円は、土地取得費特別会計所有地の391平方メートルの処分を見込んで計上いたしております。

310ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目土地取得費の主なものは、12節委託料112万8,000円は、代替予定地等の用地測量業務委託料及び保有する土地の草刈業務委託料を計上いたしております。16節公有財産購入費3,290万8,000円は、土地売払処分に伴い代替予定用地の取得380平方メートルを見込んで計上いたしております。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 議案第23号 令和3年度公共駐車場事業特別会計予算につきまして提案理由を申し上げます。

予算書の27ページをお願いいたします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ3,171万6,000円と定めるものであります。

予算説明書の318ページ、319ページをお願いいたします。

318ページ、319ページ、歳入でございます。

1 款 1 項使用料は、三高駅西駐車場の使用料として前年度比169万8,000円減の3,171万4,000円を見込んでおります。

320ページ、321ページをお願いします。

歳出について申し上げます。

1 款 1 項駐車場費は、前年度比1,101万円減の2,329万3,000円を見込んでおります。

321ページの説明欄をお願いします。

1. 公共駐車場管理事業の委託料において、株式会社日本メカトロニクスに対する三高駅西駐車場指定管理料として1,649万1,000円を、使用料及び賃借料において、名古屋鉄道株式会社に対する駐車場敷地借地料として540万円などを計上いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第24号 令和3年度高浜市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の33ページをお願いいたします。

保険事業勘定における予算総額は、歳入歳出それぞれ28億425万円と定めるもので、前年度対比1.0%、2,855万4,000円の増といたしております。

また、介護サービス事業勘定における予算総額については、歳入歳出それぞれ6,138万2,000円と定めるもので、前年度対比17.7%、922万9,000円の増といたしております。

予算説明書332ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、1 款保険料は、前年度対比プラスマイナスゼロの6億6,450万8,000円を見込んでおります。

336ページをお願いいたします。

2 款使用料及び手数料は、一般介護予防事業における宅老所やIT工房などの使用料が主なものであります。

3 款国庫支出金は、前年度対比2.1%増の5億8,888万1,000円で、介護給付費負担金、338ページの調整交付金、地域支援事業交付金などを、4 款支払基金交付金では7億2,705万4,000円を、5 款県支出金では3億9,241万7,000円を保険給付費や事業費に対する割合に応じてそれぞれ計上いたしております。

340ページをお願いいたします。

7 款繰入金は、前年度対比2.1%減の4億2,926万9,000円を計上いたしております。

344ページをお願いいたします。

9款3項雑入は103万9,000円で、介護用品等給付費本人負担金や宅老所送迎利用者実費収入などが主なものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

346ページをお願いいたします。

1款総務費は、前年度対比14.6%減の5,876万3,000円で、職員4人分の人件費のほか、被保険者証などの作成、賦課徴収、介護認定審査会、介護認定調査及び介護保険審議会などに係る経費をそれぞれ計上いたしております。

350ページをお願いいたします。

2款保険給付費は、前年度対比1.9%増の26億1,167万6,000円で、1項介護サービス等諸費では、居宅介護、地域密着型介護、施設介護などのサービス給付費として24億2,389万2,000円を計上いたしております。

352ページをお願いいたします。

2項介護予防サービス等諸費では、要支援の方に対する介護予防や地域密着型介護予防などのサービス給付費を、3項では高額介護サービス費を、4項では高額医療合算介護サービス等費をそれぞれ計上いたしております。

354ページをお願いいたします。

2款6項特定入所者介護サービス費は、低所得の方が介護保険施設に入所した際、負担限度額を超える食費と居住費について、補足的な給付を行うものであります。

3款保健福祉事業費は、前年度対比5.9%増の529万5,000円で、介護用品等の給付や住宅改修に係る補助金、いわゆる横出しサービスとしてかかる経費の23%分を計上いたしております。

4款地域支援事業費は、前年度対比7.5%減の1億2,673万6,000円で、1項介護予防事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費として、訪問型サービスや通所型サービス、介護予防ケアマネジメントに係る経費をそれぞれ計上いたしております。

356ページをお願いします。

4款2項一般介護予防事業費では、宅老所などの指定管理料などのほか、生涯現役のまちづくり事業に関する経費を計上いたしております。

358ページをお願いいたします。

4款3項包括的支援事業・任意事業費では、地域包括支援センター運営事業、権利擁護事業などのほか、362ページの在宅医療・介護連携推進事業では、在宅医療・介護連携推進事業業務委託料を計上し、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に取り組んでまいります。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明申し上げます。

384ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入でございますが、1款使用料及び手数料は、前年度対比

5.6%増の874万8,000円で、介護予防サービス計画手数料及び総合事業手数料が主なものでございます。

2款繰入金は、職員給与費等繰入金として5,261万6,000円を一般会計から繰入れるものでございます。

386ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款1項介護予防支援事業費は、介護予防サービス計画の作成などに係る職員8人分の人件費など6,138万2,000円を計上いたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 市民部長。

○市民部長（磯村和志） それでは、議案第25号 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の41ページをお願いいたします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ5億5,297万8,000円と定めるもので、前年度比13万9,000円の減といたすものであります。

それでは、402ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は、前年度比815万円増の4億4,685万5,000円を見込み、特別徴収に係る保険料として全体の49.9%、2億2,308万4,000円を、普通徴収に係る保険料として全体の50.1%、2億2,377万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

3款繰入金は、前年度比828万9,000円減の1億5万6,000円を見込み、職員給与費等の繰入金として2,452万2,000円、保険料の軽減実施に伴う減収分を補うための保険基盤安定繰入金として7,553万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、406ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1款総務費は、全体で2,452万6,000円とし、人件費のほか後期高齢者医療推進事業及び保険料徴収事業に係る事務的経費を計上いたしております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は5億2,240万2,000円とし、保険料として4億4,686万8,000円、保険基盤安定制度負担金といたしまして7,553万4,000円を計上いたしております。

説明は以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第26号 令和3年度高浜市水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計予算書及び説明書の3ページをお願いいたします。

第1条は、総則でございます。

第2条の業務の予定量は、給水栓数2万919栓を見込み、年間総給水量は、過年度の実績及び本年度の給水状況等を考慮し、前年度より2万7,000立方メートル増の519万3,000立方メートルを予定いたしております。1日平均給水量1万4,227立方メートルは、年間総給水量を365日で除して算出した水量でございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、第1款水道事業収益は、前年度対比で0.6%、519万5,000円増額の9億1,411万4,000円を見込み、水道事業費用では、第1項営業費用で県水受水費を含む配水及び給水費、総係費、固定資産減価償却費等8億2,002万4,000円、第2項営業外費用で支払利息等3,192万7,000円、第4項で予備費300万円としており、前年度対比で0.3%の増、236万1,000円増額の8億5,495万1,000円を予定いたしております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、下水道工事に伴う配水管移設工事及び配水管布設替工事を計画的に進めるとともに、老朽化した配水場のポンプ制御盤の更新工事を実施するための建設改良費として4億3,475万4,000円、企業債償還金を5,691万5,000円とし、資本的支出額を前年度対比で9.8%の増、4,406万5,000円増額の4億9,166万9,000円を予定し、これら事業の財源として企業債及び負担金で資本的収入額を1億1,021万9,000円と見込み、資本的収入額が資本的支出額に対して不足をします額3億8,145万円につきましては、減債積立金1,631万5,000円及び建設改良積立金3,000万円を取崩し、残りを損益勘定留保資金等の内部資金で補填することといたしております。

4ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額でございまして、配水管布設替工事実施設計業務委託料1,500万円について限度額を定めるものでございます。

第6条は、起債の目的、限度額等について定めるもので、水道施設整備事業に対して2,000万円の起債を予定するものでございます。

第7条から第10条までは、一時借入金の限度額並びに予算の流用等について一般的事項を定めるものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第27号 令和3年度高浜市下水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

別冊の下水道事業会計予算書及び説明書の3ページをお願いいたします。

第1条は、総則でございます。

第2条の業務の予定量は、水洗化人口2万5,900人、年間総処理水量は279万9,634立方メートル、1日平均処理水量7,670立方メートルは、年間総処理水量を365日で除して算出した水量でございます。

主要な建設改良事業は、管渠築造工事費として8億5,308万7,000円を予定し、施設整備を進めてまいります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、第1款下水道事業収益9億8,332万円を見込み、下水道事業費用では、第1項営業費用で維持管理費を含む管渠費、流域下水道維持管理負担金、事業計画変更図書作成業務委託等8億1,913万9,000円、第2項営業外費用で支払利息等1億1,394万9,000円、第4項予備費100万円としており、9億3,408万8,000円を予定いたしております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、令和4年度以降施工予定区域の実施設計、浜第2処理分区、港第1処理分区で約21ヘクタールの管渠築造工事、水道管・ガス管の移転補償費、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金等11億2,954万6,000円、企業債償還金5億1,047万円を予定し、これら事業の財源として企業債、出資金、補助金、負担金で資本的収入額を13億2,801万5,000円と見込み、資本的収入額が資本的支出額に対して不足をします額3億1,200万1,000円につきましては、損益勘定留保資金等の内部資金で補填することといたしております。

4ページをお願いいたします。

第5条は、起債の目的、限度額等について定めるもので、下水道施設整備事業に対して7億290万円の起債を予定するものでございます。

第6条から第9条までは、一時借入金の限度額並びに予算の流用等について一般的事項を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 日程第11 報告第3号及び報告第4号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、報告説明を求めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 報告第3号 令和3年度高浜市土地開発公社の経営状況につきまして、その概要を御報告申し上げます。

事業計画及び予算書の2ページをお願いいたします。

令和3年度に実施しようとする事業はございません。

次に、予算でございますが、4ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出のうち、収入、第1款事業収益は122万5,000円。内訳としましては、附帯等事業収益でありまして、不動産貸付等の収入でございます。

次に、第2款事業外収益は4,000円。内訳としましては、受取利息と雑収益でありまして、受取利息は定期預金及び普通預金の受取利息、雑収益は電柱の占用料でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

支出であります。第1款事業原価80万円は、不動産の貸付けに伴う公租公課の支出でございます。

第2款販売費及び一般管理費35万3,000円は、役員報酬及び法人市県民税が主な支出でございます。

第3款予備費1,000円は、枠取りでございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出のうち収入第1款資本的収入は221万9,000円。内訳としましては、保有地の維持管理などに伴う費用の支出に対する借入金でございます。

支出といたしましては、第1款資本的支出は221万9,000円。内訳としては、公有地取得事業費でありまして、保有地の維持管理などに伴う費用でございます。

次に、第5条借入金でございますが、用地取得造成事業資金に充てるため、15億円を限度として市内に営業所を持つ金融機関及び高浜市から借り入れることとし、利率につきましては、借入先と協議して定め、用地売却代金を収納した都度、償還するものとしております。

次に、9ページをお願いいたします。

資金計画でございますが、当年度の受入れ資金は、事業収益、事業外収益、借入金及び繰越金で4,337万3,000円を予定しており、支払資金は、附帯等事業原価、販売費および一般管理費、予備費、公有地取得事業費及び償還金で337万3,000円を予定しております。

次に、10ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。

1. 事業収益と2. 事業原価の差42万5,000円が事業総利益となっており、その事業総利益から3. 販売費及び一般管理費35万3,000円を差し引いた7万2,000円が事業利益となっております。また、その事業利益に4. 事業外収益の4,000円を加算し、5. 予備費の1,000円を差し引いた7万5,000円が経常利益及び当期純利益となっております。

次に、11ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。

まず、資産の部であります。1. 流動資産と2. 固定資産の合計4億8,627万5,000円が資産合計となり、負債の部としましては、1の固定負債3億8,346万1,000円が負債合計となっております。

資本の部としましては、1. 資本金と2. 準備金の合計1億281万4,000円が資本合計となっており、負債資本合計は、資産合計と同額の4億8,627万5,000円でございます。

以上で、令和3年度高浜市土地開発公社の経営状況につきましての御報告とさせていただきます。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 報告第4号 令和3年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について御報告を申し上げます。

事業計画書及び収支予算書の2ページ、事業計画総括表をお願いいたします。

令和3年度の受託事業は、1. 公共施設維持管理事業から10. 観光サービス事業まで41事業の実施を予定し、会社独自の自主事業は11. 物販・リース事業の4事業に取り組むことといたしております。

各事業の詳細につきましては、4ページから16ページまでの事業計画明細書のとおりでございます。

18ページをお願いいたします。

収支予算書について申し上げます。

初めに、収入は、1款営業収入6億1,721万円と2款営業外収入を合わせまして6億2,023万円を予定いたしております。

次に、支出は、1款営業費用は5億7,460万1,000円で、これに2款営業外費用、3款法人税等、4款消費税及び地方消費税を合わせまして6億1,803万3,000円を予定いたしております。

収入との差し引きでは、219万7,000円の黒字を見込んでおります。

19ページの貸借対照表をお願いします。

資産の部は、流動資産は、現金・預金、未収入金など2億8,004万4,000円、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産など759万9,000円、資産合計は2億8,764万3,000円を見込んでおります。

負債の部は、流動負債は、買掛金から賞与引当金まで6,126万1,000円、固定負債は0円、負債合計は6,126万1,000円を見込んでおります。

純資産の部は、株主資本は、資本金5,000万円と利益剰余金1億7,638万2,000円を合わせまして、純資産合計は2億2,638万2,000円を見込んでおります。

20ページの損益計算書をお願いします。

売上金は5億6,885万7,000円を見込み、その内訳は22ページをお願いいたしまして、売上高明細書のとおりでございます。

20ページにお戻りをいただきまして、販売費及び一般管理費は5億2,640万円を見込み、その内訳は23ページをお願いしますと、販売費及び一般管理費明細書のとおりでございます。

20ページにお戻りをいただきまして、経常利益は314万8,000円を見込み、税引後の当期純利益は219万7,000円を見込むものであります。

最後に、21ページの株主資本等変動計算書をお願いいたします。

利益剰余金は、利益剰余金合計欄のとおり、前期末と当期を合わせまして1億7,638万2,000円を見込むものであります。

御報告は以上のとおりでございます。

○議長（杉浦辰夫） ただいまの報告第3号及び報告第4号は、報告事項ですので、御了承を願います。

○議長（杉浦辰夫） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、3月4日午前10時であります。

本日は、これにて散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後1時51分散会
